

沼田市告示第20-2号

字の区域の変更について

沼田市地籍調査事業（下古語父地区）の成果により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の認証の日から生ずるものとする。

平成22年3月1日

沼田市長 星 野 巳喜雄



変 更 調 書

大字	字	地 番
下古語父	前 原	94の2、94の3、95の2、95の3、96の2、96の4から96の6まで、97の2、97の5

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部を含む。）を下古語父字吉田に変更する。

大字	字	地 番
下古語父	吉 田	526の3、533の3、534の1、534の6、535の1、535の6、535の7、536の3

上記区域を下古語父字前原に変更する。

大字	字	地 番
下古語父	前 原	112の2、112の3
上古語父	清 水	2506の3、2506の4、2507の3、2508の2

上記区域を下古語父字赤坂に変更する。